

清代蘇州における行政と風俗

——淫詞・賭博に関して——

大谷 敏 夫

清代江蘇巡撫の駐在地蘇州は、政治・経済・文化の中心地として繁栄したが、ここでの士民の風俗は、当時の社会的状況を反映していた。風俗の風とは、上が下を教化することであり、俗は下のならわしをいうが、ここでいう上とは士であり、下とは民を指している。^①

ここから俗とは、民の生活習慣をいい、それを公正なものに教化するのが士の役割であるとされた。ところで士に求められるのは、儒教的教養としての礼であり、それを尚ぶことであった。蘇州の士風は、礼を尊重するものがあり、民もまた人情が厚いものがあるといわれていたが、明中期以降の社会的状況の変化につれて、新しい様相もみえ始めていた。それは絹工業・綿紡績にみられ

る軽工業の勃興に伴なう商業の発達によって、商人層の勢力が強くなり、それまでの農業を基本とした経済がくずれる傾向がでてきたことである。これが当時の民の生活習慣にも影響を与えることになった。清初康熙帝が南巡した際に、江寧巡撫湯斌に対してのべた言葉に

蘇州の街中が富み栄えていたと聞いていたが、今その民風土俗をみると、ほとんどうわべだけのはなやかさである。気ままに楽しむことに安んじて、末（商利）をおい求める者が多くなり、農業に励み努める者が少なくなった。ここから家々の穀物や物質の蓄えは少なくなり、それにつれて人情も薄くなった。なんじはこの町のはでな風習をなくし、かざりけがないものとの状態に戻し、人々が自分の本来のつとめである農業に精を出し、どの家もどの人も生活が豊かになって、薄くなった人情をもとのように引き戻してほしい。^②

とあり、蘇州の風俗が奢侈になり純樸でなくなると共に、人々が末利を求めて農本を軽んずる風潮がでてきたので、このような風俗を正すことが肝要であるという。風俗の奢侈とは、城市での年中行事が年々はでになってきて、その為に金銭が多く使用されるようになった状況を言っている。それを促進したものの一つに、祭祠の流行があった。祭祠とは本来民間信仰として民の生活に密着し

たものであったが、明初以来国家の統制下に置かれるものになっていた。³⁾しかるに現実には新たな祭祠が登場し、その正邪を審定する作業も行われていた。特に明末清初の王朝の交替期にそれが行われたが、その最も顕著なものが康熙朝蘇州で実施された湯斌の嚴禁策である。⁴⁾湯斌は康熙帝が最も信任した道学官僚であり、清朝の江南支配を確固なるものにする為に拔擢されたのであるから、その政策のもつ意味は重要であった。⁵⁾

淫祠と共に賭博も蘇州の風俗を害するものとして江蘇の行政官が取締りの対象としていた。これに関しても湯斌は嚴罰にしたが、それは次代の江蘇巡撫陳弘謀へと継承されていた。⁶⁾この江蘇巡撫の政策に対する当時の蘇州士民の対応を検証することも、当地の実情を知る上で重要である。この点についても、この小論は可能な限り明らかにしたい。

一、吳県の祭祠と淫祠

清末道光年間に刊行された吳県の士人顧祿の『清嘉録』には、顧が吳県の父老から聴取したこの地方の年中行事が記されている。⁷⁾これによると吳県での宗教行事が

詳細に記されていて、それぞれについて顧のコメントがのべられている。

正月には「燒十廟香」があり、郡県の城隍廟及び本里の土地諸神祠に、男婦修行する者が皆な燒香に往っている。また正月五日には「接路頭」があり、路頭神の誕生日としてどらや爆竹、いけにえの牛、あま酒を並べ、商売利益の為にこの神を迎えいれるとあり、「接路頭」を商売の神としている。ところで吳地方ではこの日に五路財神を祭る風習があるので、この点を説明する為に、『無錫眞志』をひいて五路神の姓は何ととい、元末倭寇をふせいで死んだのでこれを祀ったとあるが、今の財神を五路というのとは、これは関係がないのである。⁸⁾また湯斌が康熙年間、姑蘇山上にあった五顯靈順廟を淫祠として毀したのもこの五路神系の神で、元の頃から黃門の子孫が五聖として吳郡楞伽山(俗名上方山)に祭られていたものが、康熙年間に邪なるものに転化したのであり、このようなことになったのは、五顯を五通としたことにあると考える。⁹⁾五通とは明代吳地方に奉じられていた淫邪の神の名で、もともと明の太祖が天下を平定し功臣を封じた際に、陣亡兵卒千万の請恤を夢み、五人を以って伍として神となし、江南の家々に命じて尺五の

小廟を立てさせたことに始まるとされるが、これが五聖・五頭靈公・五通神とも称していたこともあり、ここからこれと同様な名称をもつ上方山の五頭靈順廟が淫祠とされた理由はある。ところが願祿は、今の路頭は五祀中の行神（道を守る神）であり、いわゆる五路とは東西南北中に相当するものであり、古の行神が今は財神例を作るというのであるが、実際は「封神演義」によって趙玄壇（名は公明）を中央に、招財・招宝・利市・納珍の五福神を祭るものを司財の神として五路財神と称しており、その関係は明らかでない。

財神は正月五日の路頭神誕辰を祝ってお祭りする以外にも、開元宵（陰曆一月十五日の夜の行事）には、財神をもちあげてさわぎおどったり、また八月半の小擺設（陳設）には、好事者が小財神を供えたりしたが、財神は財を生み出す神として、市民にとってかかせないものになっていった。士人も科試に不正があったことを宣伝するために、財神をかついで市中をねり歩くこともあった。¹¹⁾このように財神は当時江南一帯の都市で重要な商業神となっていた。南京でも蘇州同様財神日が設けられており、¹²⁾財神を家に招く諸行事がなされて、この風習は清末までも継続し、国際貿易都市上海の新年の現象として接財神

が記されている。¹³⁾

次に蘇州では正月十三日は「祭猛将」があり、官府が劉猛將軍の誕生を祭るが、その由来はこの神が能く蝗を駆除することにより、ひでりに雨を祈るとたちまち応じて田畑に福をもたらしてくれるので、各郷の村民がいけにえの牛とあま酒を献じ、神の像をかついで街中をゆっくり歩き、この神から福を受けるといふものである。

劉猛將軍とは明初の將軍劉承忠であったといわれているが、猛將の称号を有する人格神には、劉錡・劉銳等他にもあった。濱島氏の研究によると、皇帝が神と認定したのは劉承忠のみで、他は神に非らざる鬼を祀る、所謂「淫祀」の範疇に属するとのべている。¹⁴⁾そして蘇州府城の猛將廟である「吉祥庵」は、劉銳が主神であるという。「清嘉録」によると『怡庵雜錄』『姑蘇志』『常熟縣志』を参酌して、吉祥庵の主神を劉錡としているが、しかし『姑蘇志』は又錡の弟の鋭を猛將としている。その後雍正十二年に有司に詔して祭を致したが、劉猛將の廟が五つもあったので、街路の中心にあったものを「吉祥庵」としたのであると記している。¹⁵⁾ここからみて雍正年間清朝が各省に敕を下し、「驅蝗神」として祭ったのは劉承忠の廟であったが、蘇州は劉銳を主神としたのであろう。

劉猛將は農民が蝗の害を防ぐ為に祭した農業神であり、江南のみならず畿輔にも及ぶ農耕地における農民の信仰として普及していた。蘇州でもこの神を信仰していたのは、主に近郊の農民であった。ただこの時代蘇州の市街地と近郊の農村地帯は、密接に結びついており、相互交流が盛んであった。従って市民・農民が一体化となる行事も盛んであった。

二月から三月にかけての「春台戲」は里豪（郷村の有力者）や市俠（城市の俠客）が主催者となる行事であった。会を主催する者は会首と称したが、それには城郷の民の中から多数の無頼が選ばれるのが慣例となっていた。この行事は迎神賽会（神を祭る為に会を催す）の際に実施されるものであったが、会首は広々とした空地の野原に搭台をたて、そこで銭を徴収して演劇を催した。この会を主催する権勢家は、金の珠や黄金のかざりをしたたちのみごを台閣に坐らせたり、或は俊馬にのせたりし、見物人の喝采を博したりした。この行事を捨会と称していたが、五六月間に五方神が災いをおこす妖氣を降し、或いは、劉猛將を奉ずると妄言し、社田の事として農民から広く金銭を募集した。このような状況にメスを入れたのが、康熙二十三年江寧巡撫に就任した湯斌である。

呉下の風俗は、事ある毎に浮かれておごるし、うわべだけをかざっていて、ややもすればむだづかいが多くなっている。このため外面は金持ちだが、中をのぞいてみると蓄えはほとんどない。そこでたまたま災にあうと、死から救うことさえ十分にできなくなっている。本官庁はこのことがひどく残念でたまらない。神を祭り会を催し、高台をたて演劇することは、大変多くの費用をついやし、その上禍をおこすことが深

くなっている。これは地方の無頼の棍徒が、五穀の豊作を天地の神々に祈ることにかこつけて、自分達の私腹を肥やすためにやっていることである。棍徒はいつも春になると顔を出し財をあつめるために門をおしあけて民にわりあてをする。田間の空地に高台をたて演劇を催すが、それを見物するため

に遠近から男婦群衆ががやがやいいながらやってくる。そのありさまは、国中の者が狂っているようである。時間をなくし、仕事まで失い、田畑の野菜や麦はふみにじられて何一つのことっていない。……本官はなんじ民の為にはかって、迎神賽会に使う無益の費を以って村々の親戚にあまねく恵むことや、よい言葉やりっぱな行いをするための書物を刊行して配布することにしよう。

と蘇州市民に対して告諭する。ここには迎神賽会の行事が城郷の民に無益の費を使わせ、民に生活苦をもたらす

原因となつていと共に、蘇州の風俗を乱すものである。この行事を禁止すると布告する。ところが湯斌の告誡にも拘らず巫覡ふげきがあやしくてでたらめな話を流したので、この風習が一向やまなかつた。特に湯斌が運河視察の為に向うしている隙にまた上方山での迎神賽会が実施された。そこで湯斌は強行手段に出て、上方山の五通淫祠にある妖像や木偶を焼き、土偶を湖にすて、有司に命じて、凡そそれに類するものをごとくやきすてさせ、特旨によつてこの祭りを厳禁することを山嶺の石にきざみつけさせている。¹⁸⁾

この湯斌の行政処置により、一時的にこの狂乱的な風習がやんだものの迎神賽会は呉民の日常的な行事としてその後も継続していた。これに対し再びメスを入れたのが、乾隆二十四年の江蘇巡撫陳弘謀の「風俗条約」である。

春に祈り秋に報いるのは、例として禁じない所であるが、衆を集めて賽会し、神に酬むかひて会を結び、農を悞あやまらせて財を耗している。江南では神に媚し、鬼を信じ、蔽かきを綱つなぐことが甚だ深い。……台閣の雜劇は、極力よそおいをこらし、今日は何神出遊し、明日は何神勝会（宴会）すと、男女が数十百里の内を奔赴し、人々は狂つてゐることである。一会の費用

はややもすれば千を以て計り、一年の中に、常に數会に至り、地棍はこれによつて飽囊ほうのうし、平民此に困り揭債けつせき（借金）す。¹⁹⁾とのべ、乾隆年間になつても、康熙の状況と少しも變らないことが指摘されている。陳は更に郷民が病氣になつても鬼を信じ医薬を求めないで専ら巫祝に頼つてゐるから、たとえ病氣がなつても破産してゐるし、死亡したら葬式すらできない状態になつてゐる。ここからこのような風俗を是正するのは、結局は

父兄はその子弟を戒め、男はその婦女を戒め、老成者はその後生を戒め、賢智者はそのおろか者を戒め、紳士で理に明らかな家は自身が先に厳切に防ぎとめて、郷里を化して礼讓を敦とんくし、財物を阜ゆたかにして身家を保つ。

とのべ、²⁰⁾基本的には城郷の紳士が中心となつて儒教倫理の実践を行うことに求めている。

二、呉県の民間風俗と行政

前章では江蘇蘇州の行政を担う湯斌と陳弘謀が主に淫祠に対してもつた行政処置を中心としてのべたが、ここでは風俗全般の肅正、特に賭博の風習に対する見解を中心としてのべよう。

湯斌は告諭の中で呉県の行政の中心課題を提示する。

政を為すは人心を正すより先はなし。人心を正すは正学より先はなし。朝廷儒を崇び道を重んず。文治脩明、経術を表章し、邪説を罷黜す。⁽²¹⁾

とのべ、正学（儒学）の普及と邪説の取締りをあげている。そこでもまず呉県を含む江蘇省の風俗の状況について、江蘇の市の商人は、ただ利益を得ることを知っているだけで、品もなく学もなく、得てはならないものを手にいれたがる連中と結んで、小説・伝奇を編纂し、淫を宣伝したり、うそをおしえたりして、すべてのことだけが極まっている。……あそびなまけたがっている年の若い人に、血の気にはやる酒色の草葉や、みだらでよこしまな気持ちを与え、日々みだらでいつわりのある習慣を生み出させている。⁽²²⁾

とのべ、人心をみだし風俗をそこなうものとはっきりときめられた淫詞・小説・戯曲は、書版を回収して焼きすて、その編集・刊刻・発売者は逮捕し、重い責任によって市道に枷号するというものである。その一方で

本城内外及び郷区村鎮でおおよそ二百家以上に社学一処を設ける。本郷子弟の年八才以上二十才以下の若干の人で、自ら束脩（入学金）を準備することができる者を除いて、家が貧しく資金のない者は、その地の府州県が入学金として食糧

を与える。本院もまた俸給の一部を上納して援助する。かさ

ねて儒学教官が該当の諸生の中で、学問純正、品行が正しくまじめな者を調査することを行い、その中から官がまねいて師とする。⁽²³⁾

とのべ、城郷の子弟に年少より儒学教育を実施して、その教化を行うというものである。

聖学明らかなれば、則ち風俗淳なり。蒙養止しければ、則ち士習端なり。訓練勤なれば、則ち芸業精なり。⁽²⁴⁾

とのべ、儒学の教典である「孝経」「小学」の学習によって、明倫敬身の道を会得することが可能になるという。そしてこの教育を實踐する場が蘇州にある明倫堂であった。

ところで湯斌が呉中の刁悪（わるがしこい）遊民として最も百姓の患となるものとしてあげたものに、一つはこれら遊民の結党歃血（血をすって党を結成する）、民の欠債（借金）の偽称、賭博での捏騙（こじつけてだます）、打降（民間の争いごとに口をきいて護衛と称して報酬を得る）であり、一人が讎（仇）有れば衆を聚めて同報し、一人が告状すれば、彼此打幫（協力する）といった集団での不法行為である。甚しきに至っては、寡婦・孤兒で家が豊かであるが柔儒で愚蒙であると、悪者をうまくさしず

して賭博に誘つたり女色におぼれさせたりする。或はむりやりに銀をかりさせたり、そのかして訴訟をおこさせたりする。

一つには刁民は心にわるだくみをいだいているが、志は財を得ることにある。家中ただ仕事もせず、告状をさがし求めている。これら刁民に訟師がいるとし、その悪事を列挙する。

一つには造言(つくりごと)をする人が、根拠もないのに事をでっちあげ、あとかたを見てならわしをつくつたり、匿名の文書を写貼して、擲はくに歌謠や劇戯(演劇)を編んだり、閨門(夫婦の間がら)の是非を話したりする。

一つには賭博は家がくずれるゆかりであり、賊を作る根本である。開場者は警まえると高主(盗賊をかまくまうてやる者)の如きであり、手出しもしないで財を分けてもらう。賭博者は警まえると盗賊の如く、癡幼ちやう(おろかで幼い者)をおびただしくだましている。もしもきびしくとらえなかったならば、地方はどうしてやすらかでありえようか。各州県は城市・鄉村に印貼告示し、真正の賭博を拿獲した者有らば、例に照して尽法究治することの外に、本犯の名下において銀十両を取りたて充賞するとあり嚴

格な処置を行っている。⁽²⁵⁾

湯斌はこの地にこのような悪習が流行するようになった背景として、何よりも人々の風俗が勤儉でなく浮華になつたことをあげているが、それを助長したのは、士人が淫詞を作ることに喜んでいること、それと疾病の家が巫覡の欺誑を聴信して災いをはらい福を祈つてもらつてゐること、また民間の刁民が賭博・打降・訟師など不法行為をなし、民の財を奪ひとつて破産させている点を憂慮したのである。しかし明末清初、蘇州を中心とした江南の城市には、白話小説など庶民文化が盛んになつてゐたし、士民もその風潮に應じて、小説等の叙述や刊行を行つたのであり、地方長官がこれを浮華として断定するのは、一面では庶民感情を理解してゐないともいえる。とはいつても賭博・打降・訟師が庶民の生活を破壊する面もあつたのも事実であり、この現状はみのがすことはできなかつたであらう。

湯斌について蘇州の風俗肅正を行なつたのは、陳弘謀であるが、先述した「風俗条約」の中で特に賭博については、湯斌以上にふみこんでのべている。

三呉の賭風は甚だ盛んである。その害をなすこともまた甚だ烈しい。地方官が現在とり調べてゐるのは、小賭に過ぎない。

ほんもの大賭は、皆な紳士・富戸の密室の奥深い所にいるし、或は衙門の吏胥が手がかりのないように包みかばっている。ここから豊裕な生活がきえてとぼしくなり田や家屋や財産もあとかたもなくなった多くの人々がでて、富室は変じて貧乏人となり、善良の子弟が無頼の匪徒の仲間入りをするようになったのは、皆な賭博による。⁽²⁶⁾

とあり、賭を好んだことに因り、身家を破り刑辱に遭い、廉恥を傷け、家風を壊した者が少なからずいる。だから設法査拏し、懲創（こらしめ）は余力を遣さない。そこで、賭に因って盗に、賭に因って姦に、高娼（娼妓をかぐまう）してただちに賭に誘い、賭場が賊窟になっていることについては、凡そ有犯者は重きに從って痛治し、早きに及んで回心させよというのである。ここには賭博の風習がかなり根強く蘇州の民間社会にはびこっている様子が伺われる。陳弘謀もまた湯斌同様このような悪習を肅正する為に、違法者に対する厳正な処分と、城郷の紳士に委ねて儒教倫理の教化を実施することにあると布告するのであるが、当の蘇州士民は、当地の風俗に対してどのようにみていたのであろうか。次にこの問題について考察する。

三、蘇州士人の風俗観

道光年間、蘇州の風俗について先述した顧祿の『清嘉録』が公刊されたが、その頃蘇州の士人銭泳が『履園叢話』を叙述している。⁽²⁷⁾この著の中で銭泳はこの地の悪俗として「出会」をあげている。⁽²⁸⁾この中で「迎神賽会」の戯を構成する組織について明らかにしている。

それによると会首は城市にあっては、府州県署の書吏・衙役であり、郷にあっては地保・保長及び遊手好間の徒で、やや礼法を知って一身一家のある者は関与していないという。ここには地方行政の最末端にあって、民と最も日常的に接している層である書吏・衙役・地保・保長が会首となっているところに、その病根の深さがあった。この会首のもとに無頼や棍徒が資金集めや事業をとりしきっていた。「出会」は、邪を驅し、福を降し、難を消し、蝗を除くべき行事であるといい、郷城の民が狂ったように参加していて、観る者は数万人であり、地方官が不時に禁止しても一年一年盛んになるとのべている。そこで銭泳は江陰の生員李見田の賽会十弊をとりあげ略記している。

一は鬼神を敬す。鬼神を敬いもしない会首が、その名のもとに多くの人の錢や財を借用し、自らの飲み食いに供している。

一は法度を乱す。凡そ一府一邑には、山や川の神靈・社稷（土地の神と五穀の神）壇文武城隍廟及び郷賢・名宦の諸祀があり、これらは皆な祀典に列せられている。従つてこれ以外は淫祠であり、僧道（僧侶・道士）がそれによつて錢を集め、婦女がそこでもつて遊びたわむれるのは禁すべきである。

一は財用を耗す。賽会の際、幕を張つて準備することが強いられ、百端借貸して入金する者がある。これらは有限の錢財でもつて無益の費となしている。負債を返すことができず、租を還すこともできないで、凍え餓えて苦しみなやんでいても、自らを知ろうとしない者がある。土俗にこの厲階（わざわいのきざし）あれば禁すべきである。

一は本業を誤る。城市の民にはそれぞれ本業があり、かたいたかの民にも各々事業がある。民は仕事に励め、生活をつつましやかにすることが基本である。どうして暇な時があろうか。その上賽会は皆な春の三カ月にある。その時を失くしたからには、またその業も失くしてしまう。私はまことの民の心の奥そこは知らないが、試みに問うてみると、名譽とか衣食の爲とか、つまらない人の愚かさに至るのである。

一は男女を混す。凡そ郷城に盛んな会があると、観る者が山

のようになる。婦女がその会に出ないことがどうしてあろうか。婦女が多くなれば、軽薄な少年が隊をくんで後を追いかける。婦女がこれらの少年をどうして看ることがないであろうか。婦女が頭をぐるっとまわして一笑すれば、少年は自分に気があると思いがいをする。色っぽい言葉を数声かけられると、たましいを失つたようになる。風俗を悪くするのに、このことより甚しいものはない。

一は火燭を煽る。城市・鄉村いづれにあつても、迎神の日にともしびをともして光りかがやき、香をたいて煙がもうもとたちこめこもっている。茶坊・酒店の柴火（祭りにやくしばの火）が天まで薫っている。更にいろどりの燈を扎えて夜会に出ていく者もいる。また民錢を歛めて烟火を放つ者もある。もしもこれをおそれないとしたら、火事を消し防ぐこともむつかしくなる。悪い民もこの機会に乗じて、人のものを奪い取つたりするが、遂に問うこともできない。

一は賭博を興す。賽会の人がまじりあうと、賭人を集め易くなる。……賭人は賭に出す錢がなくなると、にげた羊をそこにはいなくなつた郷から求めるように郷には錢がなく、借金しようとしても貸してくれる家もなく、自分の身をどうすることもできないたちばに陥してしまふ。……

一打降を聚める。郷村の狂つた連中と、市中の悪者達は、平

時は集って飲み、三人または五人とばらばらと、お互いに打ったりたたいたりする事が多い。まして賽会となると、人が多くなり千百のむれとなる。店に行けば酒を買い、(賭博)場であれば賭博の仲間入りをする。ちょっとふれても腹をたて、よこしまで悪いことをたくましくする。争いはやめることなく、ただちに殺人事件をおこしてしまう。だから禍がおこると保甲(警察)に及び、訟になると村坊をわずらわせることになる。

一は盜賊を招く。各地から悪者達がまじりあってむらがつている。取り調べが甚だむつかしいので、賊がのりこえてしのごむには便利である。日中はにぎやかに楽しみをきわめ、夜は静かになって熟眠しているので、盜賊を見失ってしまう。富者の金帛は短い時間になくなり、貧人の米粟は一掃して空になる。賊をさがし求め、贓品(ずちひん)(窃盜などの不正な手段で得た品物)を取り戻すことを求めても、すでにおそい。

一は風俗を壊す。人は本来質樸である。出会によって衣裳を多く置き、家は貧窮になった。出会によって費用が多く生じた。甚しきに至っては、城市・鄉村でも俱(とも)に華美を崇び、小街小巷で親しい友を迎え接するのに、民はみなぜいたくになり、風俗はこのことよって敗れこわれた。

と出会の弊書を列挙している。中でも人々が賭博に打

ち興じる点については、特に警告している。当時賭博に骰子の戯があり、それに壓宝・搖攤(ようたん)の諸名色(しよないろ)があった。⁽²⁹⁾

この賭博を上は公卿大夫より下は編氓(編戸の民で戸籍等に組み入れられた者) 徒隸(囚人で労役に服する者) 及び繡房閨閣(美しく飾ってある婦人の部屋で宮中) の人まで賭を好まないものはなかった。賭博は軍民を分たず俱に枷号二ヶ月、杖二百、開場の富賭及び存留の人で抽頭(手数料)の多くない者は、各々枷号三ヶ月、杖二百で、官員で犯す者があれば、革職枷責、收贖(あぐる)を准さずという律例の規定の適用を主張する。⁽³⁰⁾ 錢泳は女子や小人が読書して義理を知らない者が、この罪を犯すことがあっても、公卿大夫で国の重寄を受け、食祿千鍾(非常に多い量)もある者がこの罪を犯すことに対して猛省を促している。

錢泳はまた治国の道の第一要務は窮人を安頓(配置)することにあって、昔陳弘謀が江蘇巡撫の時に、婦女が寺に入って焼香するのを禁じたので三春の遊履(ゆりき)(人を訪問してまはる)はきびしくなった。かこかきや舟人や肩になう人々が、その禁令によって生活するでだてがなくなつた。ここから世論がやかましくなり、そこで禁令を弛めたとのべ、陳の入寺焼香まで禁じた策に対して窮民の生活を脅かすものであったと批判する。更に胡文

(32) 伯が江蘇の藩司（布政使）になった際に、戲館の開催を禁じたので、怨声が道にこだました。これまで戲館・酒館で毎日演劇があり、それによって生活している小民が数万人もおり、法を犯していなかったのを禁ずることは、行政にとって何の益があるかという。更に蘇郡の五方雜処には、寺院・戲館・酒館等多数あるが、これらは皆な窮人の大養濟院になっており、一旦それらに従事する人々の仕事をとりあげたら、必ず人々は遊棍となるか、乞丐（乞食）となるか、盜賊となるかして、かえって害になるので、その仕事をさせておくほうがよいというのである。

錢泳の後、同治年間の上海の士人であった毛祥麟は、淫祠について再び言及している。

三呉の風俗は淫祠を信じ祀っている。康熙年間に湯斌が江蘇の巡撫であったが、この淫祠を破毀することを上奏した。その後、しばらくたって禁令が弛やかになった。僧人がようやくすまいをたて、香火がまた盛んになった。お祈りする者がまたみちに次々とつづいた。道光十五年、江蘇按察使裕謙はまた上方山五通祠を毀した。僧傳德、成鎰等をとらえ、きびしく処罰を加え、その上民間にもしもひそかに五通・太母・馬公等の像を奉ずる者がいたならば、左道（よこしま）とい

う罪にした。これによって始めてこの風習はややんだ。(33)

とのべ、道光年間になって再び裕謙によって淫祠が嚴禁されている。ここでいう太母とは上方山の五通神の眷屬である女神のことであり、また馬公とは蘇州蔚門の人で名を福といい、菱を売る仕事をしていた人が神格化して信仰の対象としたのであろう。錢泳は馬公については、湯斌が淫祠を燬した時に、五通神の五像はすべて倒し、石湖に投じたが、馬公・宋相の兩像は動かすことはできなかったのので、これを何の神かと廟の巫祝に問うと財神と答えたので積されたとのべている。(34) この点からみて蘇州では馬公が財神として祭られていたが、裕謙はそれを五通神として禁止したのである。

まとめ

錢泳や顧禄それに毛祥麟は、道光から咸豊・同治といった清末の激動の時代に蘇州・上海に居住していた士人であり、それだけに当時の状況を敏感に把握していた彼等にとっては、明末清初以来の悪弊として賽会や賭博の行き過ぎに対して警告していたのであり、その点についてはそれを禁止した湯斌や陳弘謀の政策には共鳴して

いたものの、反面それ等が民の生活習慣もしくは娯楽として定着していた限りに必要悪として許容する面も有していた。在住の士人は、ある程度民間の風俗となつてゐる焼香・演劇等は許容する方がよいという考えで、礼教的秩序の観点だけでそれを禁止することは、必ずしも賛成でなかつた。また蘇州の民の側から考えると、それ等賽会や賭博は人生を楽しむ共通の娯楽の場であり、それを根底から禁止することに対しては、かなり抵抗があつた。また演劇の祭りでの男女混合も悪習とみなされていたが、これも士人の倫理観にもとづく規制であり、民からみるとそこには性を楽しむ遊戯となつていた。また打降の風俗も、時には民にとっては娯楽として観賞する催しであつた。⁽³⁶⁾しかしこの風俗も民生の安定を阻害する面がみえてくると、厳正な地方官にとって取締りの対象となつた。

道光三年江蘇按察使となつた林則徐は、吳中不治の証として、官の疲と民の奢をあげ、游手好閑の民が、伎船を包攬して、烟館を開設し、胥役と要結して地方を把握しているのに、州県官に良民を安んじ、悪民を除くという行政がみられない状況を指摘している。ここには蘇州の風俗の害として新たにアヘン問題が提示されている。

林則徐は蘇州の民生の安定に尽力した湯斌の行政を評価し、⁽³⁸⁾それを継承することを地方官の責務と考えた。湯斌が蘇州の重賦軽減や、水利政策の面で貢献したのと同様に、林則徐もそれ等の問題に取り組んだ。

また民生の安定の為にもそれを阻害する積蠹有名の棍を徹底的に取締る政策を実施した。また彼には「都城隍廟祈晴疏」⁽³⁹⁾があり、江蘇の大雨が災をもたらさないように祈つており、正祀を祭る宗教行事を実施している。その反面淫祠が風俗を害するものとして、その取締りを強化した。ただ淫祠の問題は、民間信仰の域をこえ、清朝と対決する白蓮教や太平天国といった宗教教団が出現する中で、新たな対応を迫られることになつた。この問題については今後の研究課題としたい。

注

(1) 『周礼』卷三十三、夏官 合方氏 同其好善 注 所好所善謂風俗所高尚 疏 風謂政教所施、故曰上以風化下。又云風以動之是也。俗謂民所承襲。故曰君子行礼不求變俗是也。

(2) 『聖祖實錄』卷一百十六、康熙二十三年九月の条。

『大清十朝聖訓』聖祖 卷二十一、恤民 康熙二十三年十月の条。「朕欲周知地方風俗、小民生計、有事巡

行。」とある。

- (3) 濱島敦俊『総管信仰―近世江南農村信仰と民間信仰』第四章「明朝の祭祀政策と鄉村社会」(二〇〇一年五月、研文社出版) 参照。

- (4) 『同治蘇州府志』卷三三、風俗 附録湯文正公撫吳生畝論。湯斌 字 孔伯 諡文正 河南省睢州の人 順治九年の進士。湯斌の行政と思想については『山根幸夫教授追悼記念論叢 明代中国の歴史的位相』二〇〇八年汲古書院出版予定参照。

- (5) 『大清十朝聖訓』卷三十三、任官 康熙二十三年六月の条。「朕聞學士湯斌、曾與中州孫鍾元、講明道學、頗有實行。……可補授江蘇巡撫。」

- (6) 『同治蘇州府志』卷三三、風俗 陳文恭公風俗條約。陳弘謀 一に宏謀に作る 字 汝咨 号 榕門 諡文恭 広西省臨桂の人 雍正元年の進士。乾隆年間各省の巡撫を歴任、地方行政の刷新に努めた。

- (7) 顧祿「清嘉錄」『筆記小説大観 正編六』所収 (台湾、新興書局有限公司)。

- (8) (7)の著「案、無錫臬志、五路神 姓何名五路。元末禦倭寇死、因祀之。今俗所祀財神、曰五路、似與此五路無涉。」

- (9) (7)の著「康熙間湯文正斌巡撫江蘇毀上方祠、不復正五顯為五通之所譌、而祀者皆有禁矣。因更其名曰路頭、亦曰財神。予謂今之路頭、是五祀中之行神、所謂五路當是東西南北中耳。」

- (10) 『清俗紀聞1』東洋文庫62 (昭和41年3月、平凡社)

卷之一、年中行事 逐福 五路財神の注にその由来を説明している。また「清嘉錄」卷三、齋元壇に「十五日為元壇神誕辰、謂神司財、案、「姑蘇志」云、神姓趙、名明、字公明。」とあり、財神を趙公明としている。

- (11) 拙稿「清代康熙朝における江南科場案と祭祀」『アジア諸地域における祭りの比較研究』所収(二〇〇二年九月、追手門学院大学文学部アジア文化科学研究成果報告書) 参照。

- (12) 彭振剛編『秦淮風味』(一九九五年 南京出版社)「辟邪祈福帖門神」成頭年尾雜記

- (13) 『環球社図画日報 第一百七十四号』(一九九〇年十月 上海古籍出版社)。

- (14) (3)の著 第一章 第四節「猛將」によれば、濱島氏は劉猛將の出自として漕運と商船を守る神としての面もあったと指摘している。

- (15) (7)の著、祭猛將の案「國朝雍正十二年、詔有司、歲冬至後第三戌日、及正月十三日 致祭。府志載劉猛將軍廟有五。……其中街路宋仙洲巷者、俗稱大猛將堂即吉祥庵也。吳臬旧志、十三日詣吉祥庵、謁劉猛將、燃巨燭如杯棬、至半月始滅。」

- (16) (4)の著 卷三 風俗

- (17) (4)の著 卷三、附録湯文正公撫吳生畝 また『筆記小説大観 正編九』所収「燕下鄉臆錄」卷七「湯文正撫蘇、奏毀上方山五通神廟。……攷同時漢軍郭尚書世隆、督浙閩時、閩俗信鬼、多淫祠、黠者斂錢民間、

輒數十方。尚書檄諸州與毀之。離省治八百里、有山奉五顯神、廟貌壯麗甲閩中、一日野火自起、燼無十椽、火熄而檄適至。仁廉剛直之氣、震懾淫昏。公是舉可質文正。」とあり、浙江省でも湯斌にならって淫祠を禁止したことが記されている。

(18) 『清朝文録簡編』卷三(中華書局)所収「毀淫祠疏」に、「凡少年婦女、有殊色者、偶有寒熱之症、必日五通將娶為婦、而其婦女亦恍惚夢與神遇、往往羸瘵而死。家人不以為哀、反艷稱之」とあり、魅惑の神といわれる五通が婦女を死に至らしめる弊害をあげている。

(19) (4)の著 卷三、陳文恭公風俗彙約
右に同じ

(20) 巫祝については、湯斌は注17の告諭に、「疾病之家聽信巫覡欺誑、輒行禱禮。」とあり、陳文恭は注19の條約に「至於鄉民疾病信鬼不求医薬、專事巫祝。」とあり、人々の病氣にかこつけて巫祝が禱禮によって献金させていることを批判している。

(21) (17)と同じ

(22) 右に同じ

(23) 右に同じ

(24) 右に同じ

(25) 右に同じ

(26) (19)と同じ

(27) 『筆記小説大観 正編七』所収「履園叢話」錢泳は江蘇省金匱(無錫)の人で、官は府經歷 書法、詩画に長ずる。(国朝書人輯略七)

(28) 右に同じ 同著 卷二十一、惡俗付

(29) 『牧猪間話』に賭博の説明あり。これ等は骰子三箇を磁製の盆に入れて蓋をし、手でこれをふり動かし、幺二三四を定め勝負を決するもの。

(30) (28)と同じ

(31) (27)の著 卷一、安頓窮人

(32) 『近代中国史料叢刊、入幕須知五種』所収「佐治稟言」によると、胡文伯は山東海陽人、乾隆十九年常州府知府、その後江蘇布政使に昇任、幕友が汪輝祖。

(33) 『筆記小説大観 正編五』所収「墨餘録」卷三、淫祠毛祥麟は上海の人で任官していたが、病により帰郷後学問研究に専念、上海がしばしば戦禍に会う毎に他郷に移住、その間に書きためた著作が本著で同治九年上海で出版。

(34) 澤田瑞穂『修訂 中国の呪法』(一九八四年十二月、

平河出版)第三輯、吳巫雜記 参照

(35) (27)の著、卷十五 馬公宋相

(36) 野口鐵郎「中国宗教の正統と異端―明・清の場合」『中国史における正統と異端二』所収(平成二年度科学研究費補助金総合研究(A)研究成果報告書 平成三年三月)「夜聚晝散」に「男女混淆」が相乘されたとき、宗教的集会の場がそのまま淫欲充足の場とされ、名節とか廉恥とかの道德的徳目に違背する行為の場とされるのであると記されているが、これは正しく蘇州の淫祀禁止にもあてはまる論点である。氏はこれらの行為を性に関する世俗的タブーの挑戦とのべておられ

るが、これが白蓮教徒のような反社会的な邪教集団だけでなく、平時の宗教活動の中にも紛出している点にも注目したい。本論で明らかにしたように民は男女混淆だけでなく賭博・打降等の不法行為の中にも娯楽を求める存在であり、それを規制して社会秩序を確立することが、為政者に求められていた。

(37) 『林文忠公全集下』所収「雲左山房雜俎」卷四、「答奉

化令楊丹山明府國翰書」。

(38) 馮桂芬は『顯志堂稿』卷三、所収「林文忠公祠記」の中で、林則徐は康熙・雍正・乾隆期の江蘇巡撫であった湯斌・張伯行・陳弘謀をつぐ功績があったことと、湯斌については、民心を得る点で、尤も深いものがあったことをあおぎしただったとのべている。

(39) 『林文忠公全集下』所収「雲左山房文鈔」卷一。